

平成27年度地方公共団体における
気候変動影響評価・適応計画策定等支援事業
募集要領

平成27年3月9日
環境省

1. 目的

気候変動に関する科学的知見は、気候変動に関する政府間パネル(以下「IPCC」という。)により、世界的な気候変動の観測・予測、影響、適応、緩和について統合的に取りまとめられています。昨年までに第5次評価報告書(以下「AR5」という。)が取りまとめられました。IPCC AR5には「気候システムの温暖化には疑う余地がない」ことが改めて示され、また、「気候変動は、全ての大陸と海洋にわたり、自然及び人間システムに影響を与えている」とされています。この状況に対処するため、適応と緩和について「適応及び緩和は、気候変動のリスクを低減し管理するための相補的な戦略である」と記載されています。

わが国においても、関係府省庁と連携し、平成27年夏を目処として政府全体の気候変動に対する適応計画を策定することとしており、平成25年7月より中央環境審議会の下に気候変動影響評価等小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、気候変動が我が国に与える影響及びリスクの評価について審議を進め、平成27年3月に意見具申が取りまとめられました。

気候変動の影響は、気候、地形、社会条件などによって異なり、また、適応は地域づくりにもつながることから、地域においても適応の取組を進めていくことが必要です。しかし、地方公共団体における適応の取組みはまだ始まったばかりの状況です。そこで、本支援事業では、気候変動の影響評価や適応計画策定について先進的な取組みを行う又は行おうとする地方公共団体に対し、気候変動影響評価・適応計画策定等に必要な支援を実施することを目的とします。

2. 内容

本事業では、気候変動に係る影響評価の実施や、適応計画の策定等に関する支援を行います。具体的な支援内容は、選定された各地方公共団体のご希望を踏まえて環境省と協議の上、地方公共団体ごとに設定します。

支援は、環境省及び本事業を請け負う請負事業者により実施します。

一例として、支援事業の内容には以下のようなものが挙げられます。

- ・ 影響評価及び適応計画策定に必要な文献調査、他の地方公共団体の事例調査などの情報収集支援
- ・ 地方公共団体内関係者への適応計画に関する説明資料等の作成支援
- ・ 影響評価を実施する際の評価基準の検討支援、及び評価の実施支援
- ・ 影響評価及び適応計画策定の手順書作成支援、及びフォーマット類作成支援
- ・ 有識者の紹介

また、本事業の計画、進捗及び成果は、他の団体と共有していただくことを想定しています。支援期間としては平成27年度内です。なお、本事業は平成27年度予算の成立後に開始します。

3. 対象

地方自治法に定める普通地方公共団体であって、気候変動の影響評価や適応計画策定について先進的な取り組みを行う団体とします。

4. 応募方法

(1) 応募受付期間

平成27年3月9日(月)から4月10日(金)まで(必着)
最終日は、午後5時までとします。

(2) 応募書類

別添の応募申請書に必要事項を記入の上、メールにてご応募ください。

(応募の宛先は、後述の「7. 提出先及び問合せ先」を参照。)

提出された応募書類については、本支援事業における選定以外の目的で使用することはありません。個人情報の取り扱いについて同意の上、ご応募ください。

また、記載内容に関する確認等のために、環境省から連絡先に記載されたご担当者にご連絡する場合があります。

5. 選定方法

応募の内容を踏まえて、環境省において選定し、選定結果を応募した地方公共団体にご連絡します。

なお、選定結果に関する質問にはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

6. スケジュール

平成27年 3月 9日(月)	募集開始
4月10日(金)	募集締め切り
4月下旬	選定(予定)
5月初旬~	支援の開始(予定)

7. 提出先及び問合せ先

環境省 地球環境局 総務課 研究調査室

担当： 菊間、藤井、橋口

Email： kencho_madoguchi@env.go.jp

Tel： 03-5521-8247